

令和元年9月20日 告示

工事名称：千島下水処理場境界塀改修工事（その2）

設計図書の一部に記載誤りがありました。下記の正誤表をご確認ください。

正誤表

訂正箇所	誤	正
特記仕様書（1） 6 本工事の制限	別紙1（誤）参照	別紙2（正）参照

- (2) 前項の報告において、やむを得ず、社会保険等の未加入の建設事業者を下請負人とする場合には、下請負人に対して、社会保険等に未加入である旨を大阪市に報告するとともに、未加入である旨を大阪市が社会保険担当機関に通報することを周知しなければならない。
(発注者：大阪市 受注者：請負者)

3 低入札価格調査工事（共通仕様書 共 1 1 1 12 による。）

本工事は、大阪市の低入札価格調査制度運用要領を適用する。

4 一般事項

施工にあたっては関係官公署と十分協議し、地域住民等へ工事に対する理解と協力を求め、円滑な施工に努めるものとし、環境保全についても十分に配慮しなければならない。また、付近住民、沿道交通等第三者には特に注意を払い、十分な安全管理を図らなければならない。

5 関連工事

本工事と同一区域内で出会いとなる工事について、工程、安全管理等の調整を行わなければならない。

6 本工事の制限

本工事の施工は、一般交通への影響、通勤・通学時間帯の確保、周辺地域の生活、各種営業活動の確保により、時間的制約を受けるものとしている。ただし、関係機関から継続的に時間的制約条件を付される等、著しく制約を受ける場合は、別途協議を行う。

本工事の工期は、作業期間内の日曜日、祝日及び全土曜日（坑内及び屋内作業以外は雨天日を含む）を見込んでいる。

7 用地

本工事に使用する用地として、次表のとおり本市より提供する。

用 途	場 所	面 積

8 交通誘導員

本工事における交通誘導員の配置は、次表のとおり計上している。ただし、地元協議、所轄警察の許可条件により、特別な条件がついた場合は、別途協議を行う。

施工箇所	配置員数	編 成
境界堀	60人	交通誘導員 B

9 イメージアップ

工事現場のイメージアップは、次表に示す内容のうち原則として計上費目ごと（仮設備関係、安全関係、営繕関係、地域とのコミュニケーション）に1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本として実施する。なお、実施内容については施工計画書に明記しなければならない。

工事完了後は、イメージアップの実施状況の記録写真を監督職員に提出しなければならない。

仮設備関係	1．用水・電力等の供給設備、2．緑化・花壇、3．ライトアップ施設 4．見学路及び椅子の設置、5．昇降設備の充実、6．環境負荷の低減
安全関係	1．工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2．盗難防止対策（警報機等）3．避暑・防寒対策
営繕関係	1．現場事務所の快適化、2．労働者宿舍の快適化 3．デザインボックス（交通誘導員待機室）4．現場休憩所の快適化

- (2) 前項の報告において、やむを得ず、社会保険等の未加入の建設事業者を下請負人とする場合には、下請負人に対して、社会保険等に未加入である旨を大阪市に報告するとともに、未加入である旨を大阪市が社会保険担当機関に通報することを周知しなければならない。
(発注者：大阪市 受注者：請負者)

3 低入札価格調査工事（共通仕様書 共 1 1 1 12 による。）

本工事は、大阪市の低入札価格調査制度運用要領を適用する。

4 一般事項

施工にあたっては関係官公署と十分協議し、地域住民等へ工事に対する理解と協力を求め、円滑な施工に努めるものとし、環境保全についても十分に配慮しなければならない。また、付近住民、沿道交通等第三者には特に注意を払い、十分な安全管理を図らなければならない。

5 関連工事

本工事と同一区域内で出会いとなる工事について、工程、安全管理等の調整を行わなければならない。

6 本工事の制限

本工事の施工は、一般交通への影響、通勤・通学時間帯の確保、周辺地域の生活、各種営業活動の確保により、時間的制約を受けるものとしている。ただし、関係機関から継続的に時間的制約条件を付される等、著しく制約を受ける場合は、別途協議を行う。

本工事の工期は、作業期間内の日曜日、祝日及び全土曜日（坑内及び屋内作業以外は雨天日を含む）を見込んでいる。

7 用地

本工事に使用する用地として、次表のとおり本市より提供する。

用 途	場 所	面 積

8 交通誘導員

本工事における交通誘導員の配置は、次表のとおり計上している。ただし、地元協議、所轄警察の許可条件により、特別な条件がついた場合は、別途協議を行う。

施工箇所	配置員数	編 成
境界堀	60人	交通誘導員 B

9 イメージアップ

工事現場のイメージアップは、次表に示す内容のうち原則として計上費目ごと（仮設備関係、安全関係、営繕関係、地域とのコミュニケーション）に1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本として実施する。なお、実施内容については施工計画書に明記しなければならない。

工事完了後は、イメージアップの実施状況の記録写真を監督職員に提出しなければならない。

仮設備関係	1．用水・電力等の供給設備、2．緑化・花壇、3．ライトアップ施設 4．見学路及び椅子の設置、5．昇降設備の充実、6．環境負荷の低減
安全関係	1．工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2．盗難防止対策（警報機等）3．避暑・防寒対策
営繕関係	1．現場事務所の快適化、2．労働者宿舍の快適化 3．デザインボックス（交通誘導員待機室）4．現場休憩所の快適化